

## 高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策を 再度確認してください！

平成30年1月11日、香川県の肉用鶏飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。本事例は国内での、今シーズン初めての発生事例となります。

また、東京都大田区で平成30年1月5日に回収された死亡野鳥より高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

昨シーズンと同様に、本病の農場への侵入リスクが非常に高まっています。

以下の点について、特段の注意をお願いします。

飼養している家きんに、異状を見つけたら速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡する。

農場や鶏舎の出入り口での消毒の徹底等、専用被服・靴の使用等、農場内へのウイルスの侵入防止対策を再徹底する。

飼養場所に野鳥・野生動物やその排泄物が入らないようにする。

家きんの健康観察、死亡羽数、産卵数、農場立入者の記録等を保存する。

高病原性鳥インフルエンザの主な症状

- ・病原性の強い場合は、無症状で突然死亡することもあります
- ・とさかの出血　・脚の腫れや出血　・顔面の腫れ　・苦しそうな呼吸　等

本病は家きんへの感染力が強く、発生すると周辺農場の家きんや鶏卵の移動が制限される等、社会的に多大な影響を及ぼします。まん延防止のためには、家きん飼養者の皆様の対策が重要です。

最新の情報は、以下のHPで確認するようにお願いします。

- ・農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・環境省HP [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)
- ・神奈川県畜産課HP「鳥インフルエンザ情報」 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f521/>

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

裏面あります

## 制限区域内の鶏卵出荷制限について

鳥インフルエンザが発生した際の対応は、農林水産省が作成した「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」で規定されています。

万一、自農場が制限区域内に入った場合、鶏卵の出荷について以下の制限があります。

1. 制限区域(高病原性鳥インフルエンザでは、半径10km以内)内の制限の対象は、家きん、鶏卵、排せつ物、敷料、飼料等です。
2. 鶏卵は、家保と農林水産省が協議の上、移動制限区域内で再開したGPセンター又は移動制限区域外のGPセンターに出荷することができます。
3. GPセンターを経由しない直場所等での販売は、家保と農林水産省が協議の上、販売前に鶏卵を洗浄・消毒したものは、出荷(販売)することができるようになります。

ただし、移動制限区域(半径3km以内)内の農場にあっては、「家きん卵出荷検査」の結果問題がないことが確認されたのち、上記(2、3)の対応となります。

日頃、鶏卵の洗浄・消毒を行っていない方は、万一の際、速やかに鶏卵の出荷再開ができるように、鶏卵の洗浄・消毒ができる体制を準備しておきましょう。

参考:「GPセンターの洗卵規定」150ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液(、または、これと同等以上の効果を有する殺菌剤を用いる)を使用。

\* 食品添加物の次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。